秋の風物詩 そぞろ涼しげな風とともに訪れる紅葉は、欠かせない季節のご馳走である。日本における紅葉は9月頃から北海道の大雪山に端を発し徐々に南下する。紅葉の見頃の推移を桜前線と対して「紅葉前線」と呼び、季節の移り変わりを愛でる私たちには、なによりの風物詩だ。古来より紅葉は、和歌をはじめ、さまざまな芸術の題材となり愛されてきた。「もみじ」の呼び名も、上代語では「もみつ(ち)」、平安時代以降では「もみず」、現代では「もみじ」と呼ばれている。もみじも、赤になる「紅葉(こうよう)」、黄色に変わるものを「黄葉(こうよう、おうよう)」、褐色は「褐葉(かつよう)」、草などは「草紅葉(くさもみじ)」などおおまかな分類のあることを知った。感激!(河内長野にて) フォト エッセー 藤本 俊一(APA.JPS)

- ●被用者年金一元化法による制度改正
- 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください
- ●国民年金保険料「5年の後納制度」が開始されました
- ●「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう
- ●協会けんぽからのお知らせ
 - ・年に一度は健診を受診しましょう! ・被扶養者(ご家族)さまは特定健診をご利用ください

被用者年金一元化法による制度改正

平成27年10月1日、被用者年金一元化法による制度改正が実施されました。

この制度改正は、平成24年2月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保するため、厚生年金と3つの共済年金に分かれていた被用者年金制度を厚生年金制度に統一することを目的としています。



制度の概要

年金給付

- 1.厚生年金に公務員および私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一しました。
- 2. 年金の決定は、従来どおり所管の実施機関(機構および各共済組合等)で行います。
- 3.年金の支払いについては、従来どおり厚生年金被保険者期間分については機構で行い、共済組合等加入期間分については各共済組合で行います。
- 4. 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消しました。
- 5.年金額について、これまでの100円単位(50円未満切り捨て50円以上切り上げ)から円単位(50銭未満切り捨て50銭以上切り上げ)に変更しました。
- 6. 年金給付の受給資格要件の判定については、それぞれの実施機関が厚生年金被保険者期間と共済組合等加入期間を合算して行います。
- 7. 在職支給停止については、次のとおり変更しました。
 - ・複数の実施機関(機構および各共済組合等)から老齢厚生年金が支給されている場合、これらを合算した うえで支給停止額を決定し、この支給停止額を各実施機関に係る厚生年金の額に応じて按分した額をぞれ ぞれ支給停止します。
 - ・国会議員および地方議会議員についても、議員報酬額に応じて支給停止します。
- 8. 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引き下げました(平成25年8月1日実施済)。
 - ・税財源である恩給期間に係る給付について、本人負担の差に着目して27%引き下げました。ただし、一定 の配慮措置として、給付額に対する引き下げ額の割合が10%を上回らないこと、減額後の給付額が230万円(年額)を下回らないこととします。
 - ・厚生年金に移管され、機構で管理しているNTT、JTおよびJRの給付のうち、追加費用に係る恩給期間の給付についても同一の減額を行いました。

適用・徴収

- 9. 共済組合等の加入者(加入期間)は、厚生年金保険法による被保険者(被保険者期間)と位置付けられますが、記録の管理および適用徴収業務については原則として従来どおりであり、役割分担および業務内容に変更はありません。
- 10. 共済年金の1・2階部分の保険料を段階的に引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一します。

「ワンストップサービス `

11. 受給者等からの年金相談や届書の受付については、一部の届書(障害年金裁定請求書等)を除き、すべての窓口(機構および各共済組合等)で対応します。

届書については受付後、所管の実施機関に回付します(ワンストップサービス)。



00銀行

社会保険料の納付には 口座振替をご利用ください

- ●毎月、金融機関等に出向く必要がないので便利です
 - 毎月のお手続きが不要で、納め忘れがありません。
 - 口座振替手数料のご負担はありません。
- ●全国の金融機関がご利用になれます
 - •銀行、信用金庫、労働金庫、農協等の口座から振替できます。 ※ただし、ゆうちょ銀行やインターネット専業銀行等、一部お取り扱いできない金融機関があります。
- ●毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座から引き落とします
 - 末日が土日・祝日等金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落とします。
- ●今月の振替予定金額と、前月の振替済み金額をお知らせします
 - ●毎月20日頃に、当月末日に引き落としする金額および前月末日に引き落とした金額を記載したお知らせ(保険料納入告知額・領収済額通知書)を郵送します。

なお、振替当日の残高が不足していた等の事情で口座振替ができなかった場合は、 後日、納付書を郵送しますので、金融機関の窓口等で納付してください。

お手続きは 簡単です! 口座振替を希望される場合は、年金事務所に備え付けております「健康保険厚生年金保険 保険料口座振替納付(変更)申出書」に必要事項を記入・押印のうえ、口座振替を利用する金融機関の確認印を受けた後、年金事務所の窓口にご提出ください。 ご不明な点等がございましたら、お近くの年金事務所へご相談ください。

国民年金保険料

「5年の後納制度」が開始されました

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、平成27年10月1日から3年間限りの特例として開始されました。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。くわしくは「国民年金保険料専用ダイヤル」(0570-011-050) またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料専用ダイヤル 0570-011-050(ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6731-2015



受付時間

月曜日 午前8:30~午後7:00 火~金曜日 午前8:30~午後5:15

第2土曜日 午前9:30~午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通 話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外 (携帯電話等) からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。 ※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケー

スが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

年金受給者の皆さまへ

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は 期限までに提出しましょう

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下、 扶養親族等申告書)は、年金に課税される所得税の 計算を行うために必要なものです。

※「扶養親族等申告書」は毎年10月下旬に、日本年金機構から課税 の対象となる受給者の方に送付されます。



課税の対象となる年金

国民年金・厚生年金保険から支給される老齢年金、および共済組合から支給される退職年金です。これらの年金は、所得税法により「雑所得」として所得税が課せられます。

なお、障害年金・遺族年金には課税されません。

「扶養親族等申告書」が送付される受給者の方

老齢年金を受給されている方のうち、65歳未満の方は、受け取る年金額が108万円以上、65歳以上の方は158万円以上の場合に「扶養親族等申告書」が送付されます。

退職共済年金(JR、JT、NTT、農林共済)を受給されている方で、老齢基礎年金も受給されている65歳以上の方は、退職共済年金の支払額が80万円以上の場合に「扶養親族等申告書」が送付されます。

提出期限

「扶養親族等申告書」は、例年12月初旬を提出期限としております。

提出しなかった場合は、各種控除を受けることができず、特別徴収された社会保険料等を控除した後の年金支給額の10.21%が所得税および復興特別所得税として源泉徴収されますのでご注意ください。

なお、2つ以上の年金の支払者に対して「扶養親族等申告書」を提出している方、年金以外 に所得がある方などは確定申告が必要です。

協会けんぽからのお知らせ

年に一度は健診を受診しましょう!

協会けんぽでは、35歳からの被保険者(ご本人)さまを対象に「生活習慣病予防健診」、40歳からの被扶養者(ご家族)さまを対象に「特定健診」を実施しています。年度内(4月から翌年3月)1回に限り、協会けんぽからの補助により、一部の負担で受診できます。健診はご自身の健康状態を知る第一歩です。生活習慣病の予防のため、

年に一度は協会けんぽの健診をぜひご利用ください。

協会けんぽの「生活習慣病予防健診」とは

■健診メニューが豊富です

- 事業者健診(労働安全衛生法により、事業主さまに義務付けられた健診)の項目を満たしています。
- 事業者健診の内容に加え、胃部レントゲン検査、便潜血反応検査が受けられます。
- ●女性の方は、「子宮頸がん」「乳がん」検診が受けられます(別途負担要、年齢条件あり)。

■協会けんぽからの補助があり、健診費用がお得です

〈例〉**35歳以上**の方が生活習慣病予防健診を受診された場合 一般健診の**自己負担額は最高で7.038円**です。

(健診の種類によっては補助率が異なります)

一般健診費用総額18,522円のうち



申込 方法

健診機関へ予約

[大阪府内では188カ所の契約健診機関で受診できます]



予約後、生活習慣病予防健 診申込書に必要事項を記 入して、協会けんぽへ郵送



健診日に、健康 保険証、健診費 用を持って受診



事業者健診結果データの提供をお願いします

事業主の皆さまへ

労働安全衛生法に基づく事業者健診を受診された場合は、その結果データ(40歳以上)の提供をお願いします。高齢者の医療の確保に関する法律により、健診結果データの提供は事業者の義務となっています(なお、「生活習慣病予防健診」の受診者分は提供手続不要です)。

事業者健診結果データを提供していただくと、次の項目で説明している「特定保健指導」を健診結果に応じて受けていただくことができます。皆さまの健康の保持・増進にも役立ちますので、ぜひ、事業者健診結果データの提供にご理解とご協力をお願いします。

健診結果データ の提供方法

- ①協会けんぽ大阪支部の「保健グループ」までご連絡ください。
- ②同意書を送付しますので、受診された健診機関名等を記入しご返送ください。
- ③協会けんぽから受診された健診機関に対し、健診結果データの提供を依頼します。
- ※健診結果データは、受診された健診機関から協会けんぽに提供していただきます。 提供に当たり、特別な作業や費用負担等は発生しませんのでご安心ください。

健診結果により「特定保健指導(健康相談)」を無料で実施しています

協会けんぽでは、健診の結果から、**生活習慣病を発症するリスクが高いことが予想される40歳以上の被保険者(ご本人)さまを対象に、無料で「特定保健指導(健康相談)」を実施**しています。

特定保健指導では、保健師または管理栄養士が、ライフスタイルに合わせた生活習慣改善策の提案、継続フォローなど、 6カ月間生活習慣改善に向けたサポートをさせていただきます。

健診の結果、該当する事業所さまへ、特定保健指導の対象者を記載した案内文書を送付させていただきます。従業員の皆さまの健康のためにも、ぜひ特定保健指導の導入をお願いいたします。

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka 電話 Q6-7711-43QQ(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

協会けんぽからのお知らせ

被扶養者(ご家族)さまは特定健診をご利用ください

協会けんぽの「特定健診」とは

生活習慣病の要因となるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診のことです。内臓脂肪の蓄積を把握することにより、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の早期発見・予防を図ることができます。

種類	検査項目	受診者負担額の上限	対 象 者
基本的な健診	問診、身体計測、血圧測定、 血糖検査、血中脂質検査、 肝機能検査、尿検査	1,461円 【大阪府内で受診の場合】 (健診機関により異なります)	40歳~74歳の 被扶養者(ご家族)さま
詳細な健診	心電図検査、眼底検査、	195円 【大阪府内で受診の場合】 (健診機関により異なります)	

- ■「詳細な健診」は、昨年度の健診の結果に基づいて医師の判断により実施されるものです。 すべての方が受診できる健診ではありませんのでご注意ください。
- ■この特定健康診査に加えて、各市町村が実施するがん検診の受診もおすすめします。

申込 方法

お手元に受診券をご用意

【4月に被保険者さま住所宛に 被扶養者さまの受診券を送付 しています】



希望する健診機関で予約

【大阪府内では、約4,500カ所の健診機関で受診できます】



健診日に、受診券、 健康保険証、健診 費用を持って受診



住所変更届提出のお願い

平成28年度につきましても本年同様に被保険者(ご本人)さまの住所宛に被扶養者(ご家族)さまの受診券をお送りしますので、被保険者(ご本人)さまの住所が変更になった場合には、管轄の年金事務所に「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届※」をご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

※日本年金機構のホームページからダウンロードできます。



留意点

- ●住所変更のお手続きのタイミングによっては、変更後の住所が平成28年度の受診券に反映されない場合がありますのでご了承をお願いいたします。
- ●平成28年度においても、住所変更や被保険者(ご本人)さまが被扶養者(ご家族)さまと同居していないことなどにより、お送りできなかった方などの受診券については、事業主さま宛にお送りしますので、被扶養者(ご家族)さまのお手元に届くようご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

協会けんぽ 大阪

Q検索

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

記事提供:日本年金機構・大手前年金事務所・全国健康保険協会大阪支部

発行所: 一般財団法人 大阪府社会保険協会 ☎06-6445-3013 〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階